# 原子燃料工業株式会社 東海事業所 平成29年度第3回保安検査報告書

平成30年2月 原子力規制委員会

## 目 次

1. 実施概要1
(1)保安検査実施期間(詳細は別添1参照)1
(2)保安検査実施者1
2. 保安検査内容1
3. 保安検査結果1
(1)総合評価1
(2)検査結果3
(3)違反事項11
4. 特記事項11

#### 1. 実施概要

- (1)保安検査実施期間(詳細は別添1参照)
  - ①基本検査実施期間

自 平成29年11月20日(月)

至 平成29年11月24日(金)

#### (2)保安検査実施者

東海·大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 栗﨑 博

原子力保安検査官 赤澤 敬一

原子力保安検査官 松村 祐輔

原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門

原子力保安検査官 河原崎 遼

#### 2. 保安検査内容

今回の保安検査においては、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認等についても保安検査として実施した。

- (1)基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)
  - ①異常時の措置について
  - ②保守管理の実施状況について
  - ③大洗事故を踏まえた予防処置の実施状況について
- (2)追加検查項目

なし。

#### 3. 保安検査結果

#### (1)総合評価

今回の保安検査においては、「異常時の措置について」、「保守管理の実施状況について」 及び「大洗事故を踏まえた予防処置の実施状況について」を基本検査項目として選定し、検 査を実施した。

「異常時の措置について」では、計画外事象(警報発報、汚染、漏えい等のトラブル)が発生した際の初動対応とその後の応急措置について、「安全作業基準」、「事故対策基準」等の所内規程に定めていること、恒久的な是正措置などの不適合管理については「評価・改善基準」等の所内規程に定めていることを確認した。また、計画外事象発生時の実際の対応状

況については、「評価・改善基準」に基づき発行されたトラブル・改善報告書等により、今年度発生した事案の対応状況を確認すると共に、そのうち、平成29年9月に発生した加工工場粉末調整室混合機 No.3 のホッパーからフード内への粉末漏えい事象について、初動対応を中心に、その後の措置状況まで含め詳細を確認した。その結果、当該事象発生時に作業者は直属の上司である製造掛班長及び主任に連絡し、指示を受けているものの、工程を担当する燃料製造部長に対して当該事象に関する連絡が行われたのは、6時間以上経過した後であったことを確認した。また、当該事象対応に係る所内規程の内容について、規程間で異常発生時の連絡先が一律でないといった不整合があること、連絡等の対応を行うべき異常の定義についても所内規程内で不明確な点があること、所内規程制定や改訂の際、上位規程との関連について十分な検証が行われていないことを確認した。

「保守管理の実施状況について」では、平成29年度第2回保安検査において判明した日 本原燃株式会社再処理事業所等における保安規定違反を踏まえ、保安上特に管理を必 要とする設備等に対し、事業者の保守管理が適切に行われているかの観点から、特に、原子 燃料工業株式会社(以下「原燃工」という。)東海事業所においては平成29年度第1回保 安検査にてダクトの腐食及び隙間の発見を契機に加工施設の点検方法等の保守管理につ いて速やかに見直すよう指摘を受け、この対応を進めていることから、前回保安検査に引き続 き、その対応状況を中心に確認した。この中で事業者は、第1回保安検査での指摘を踏まえ 計画した点検方法等の保守管理の見直しについては一連の作業が完了していること、事業 所内及び他事業所で発生した保守管理上の問題を踏まえた対応については、不適合管理 を実施の上、それぞれ対応を進めていることを確認した。原燃工熊取事業所第2加工棟で発 生した酸化ウラン粉末の漏えいへの対応としては、巡視・点検記録において核燃料物質の漏 えいがないことを点検項目として追加していることを確認した。また、当該事象等を踏まえ施 設・設備の保守管理について更なる改善を図るため、巡視点検、定期点検の強化だけでは 後追いの対応とならざるを得ないとの問題意識から、設計レビューの対象にも保守管理を明確 に追加すること等を含めた検討について平成30年3月末を期限として進めていることを確認し た。

「大洗事故を踏まえた予防処置の実施状況について」では、平成29年6月に発生した「日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という。)大洗研究開発センターにおける核燃料物質の飛散に伴う作業員の汚染事故」(以下「大洗事故」という。)を踏まえた原燃工東海事業所の取り組みについて、前回保安検査以降の対応状況について確認した。この中で、原燃工においては、JAEAから原子力規制委員会に対する大洗事故に関する報告書提出(9月29日付け)について品質・安全管理室から事業所宛てに情報展開すると共に、当該事案に関する予防処置実施要否の検討を開始したこと、検討にあたっては品質・安全管理室取りまとめの上、東海事業所及び熊取事業所間で情報交換等を行っていること、これら検討の中で整理された対応方針、予防処置実施要否判断等については核燃料安全委員会で審議を行っていること、今後、事業所毎の当該審議結果を再度整理の上、対応を進めるとしていることを確認した。

以上のことから、検査の結果、保安検査を行った範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかったものの、「異常時の措置について」に関する検査の結果、計画外事象が発生した際に初動対応として実施する担当部長への連絡が遅れた等の内容が確認されたことから、以下の事項について必要な対応を図るよう指摘した。

- ○異常事象に対して、発見者等が保安規定に基づく対応を直ちに実施できなかったことを 踏まえ、保安規定及び下位規程の趣旨を理解するための教育・訓練を行い、現場の作 業員等が異常事象を適切に判断できるよう力量の改善を図ること。
- ○保安規定の下位規程において、上位規程との記載の不整合が発生した原因を特定し、 作業標準等、所内規程の策定プロセスを含めた見直しを行い、必要な対応を検討する こと。

上記指摘事項の対応状況及び現時点で継続中の事項については、引き続き保安検査 等において確認する。

#### (2)検査結果

#### 1)基本検査結果

#### ①異常時の措置について

計画外事象(警報発報、汚染、漏えい等のトラブル)が発生した際の初動対応とその後の応急措置及び是正措置などの不適合管理等の一連の活動について、手順書等の整備状況や実際の対応状況を、資料確認及び関係者の聴取により検査した。そのうち実際の対応状況については、平成29年9月に発生した加工工場粉末調整室混合機 No.3 のホッパーからフード内への粉末漏えい事象を中心に、その初動対応及びその後の措置状況について検査した。

具体的な確認事項は以下のとおり。

#### ア. 計画外事象発生時の対応等について

原燃工東海事業所における計画外事象発生時の対応等に関し、手順書の制定状況等を確認した。確認した内容は以下のとおり。

a. 原燃工東海事業所では、計画外事象発生時の対応について、保安規定に基づき 定めた所内規程である基準として定めていること。このうち「安全作業基準」では、施 設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに担当部長に通報すること、通報を受け た担当部長は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に 必要な応急措置を講じると共に関係部長に通報すること、指定した安全を確保する ため等のインターロックについて自動的に作動すべき状況下で作動しない場合におい ては、直ちに手動により作動させること等を定めていること。「事故対策基準」では、 初期消火活動が必要となる事象が発生したとき、非常事態又は非常事態に発展 するおそれのある事象が発生したとき等、事故発生時の応急措置、初期消火活動、 通報連絡等を定めていること。

- b. 基準の下位規程として作業工程毎に定めている作業標準において、計画外事象 発生時の初動対応等について定めていること。例えば、作業標準「粉末調整(造粒 ライン)」では、システムが異常動作を行った場合は速やかに設備を停止させ、担当 部長である燃料製造部長及び直属上司(製造掛班長)に報告して指示を受けるこ と、ウラン粉末缶を床に落下させた場合には同様の連絡と共に周辺への立入禁止 措置、環境安全部長への床面の汚染確認依頼を行うこと等を定めていること。
- c. 是正処置については、不適合管理の仕組みとして所内規程である「評価・改善基準」及び「保安に係わるトラブル・改善報告書の運用要領」に定めていること。この中で不適合事象発生時には、当該規程に基づきトラブル・改善報告書を発行の上、不適合除去に関する対応を行うと共に、必要な事象に対しては是正処置を行うとしていること。

#### イ. 計画外事象発生時の対応状況について

原燃工東海事業所における計画外事象発生時の対応状況について確認した。確認した内容は以下のとおり。

- a. 平成29年4月から10月の間、原燃工東海事業所では保安規定第36条(異常時の措置)に従い対応すべき事案が27件発生していること。各事案については「評価・改善基準」及び「保安に係わるトラブル・改善報告書の運用要領」に従いトラブル・改善報告書を発行し、必要な対応が行われていること。具体的事例として平成29年7月6日15時55頃に発生した廃棄物処理棟廃液処理室ピットの漏水警報発報事象について、同日15時57分頃に担当である環境安全部長に連絡していること、当該事象は漏えいセンサーに掃除器具が誤って触れ、その水分を検知し発報したものであること、不適合除去としての対応として作業者に対する注意喚起、センサー近傍への注意表示を実施していること。
- ウ. 加工工場粉末調整室混合機 No.3 のホッパーからフード内への粉末漏えい事象発生時及びその後の対応について

平成29年4月から10月の間に原燃工東海事業所で発生した計画外事象のうち、 平成29年9月26日に発生した加工工場粉末調整室混合機 No.3 のホッパーからフー ド内への粉末漏えい事象について、発生時の初動対応について確認した。

確認した内容は以下のとおり。

a. 午前1時47分頃、当該設備に異常が発生した後、作業者は粉末が装置フード外に漏れていないこと、作業場所に設置しているアルファ線監視モニタに異常がないこと等の状況を確認し、その内容を当該工程担当である製造掛班長及び主任に連絡

したこと。連絡を受けた製造掛班長及び主任は、粉末がフード内に留まっていること 等から事象の進展はないと判断し、作業者に対し装置の停止を指示した上、現場 状況については明朝確認するとしたこと。この結果、事象発生時点では保安規定第 36条(異常時の措置)に基づき当該工程担当である燃料製造部長への連絡を行 わなかったこと。

- b. 製造掛主任は、明朝出勤後に現場確認及び事象発生時の作業者への聴取を行った後、燃料製造部長に連絡を行ったこと。その結果、当該事象に関する内容が燃料製造部長へ伝わったのは、事象発生から6時間以上経過した午前8時15分頃であったこと。
- c. 連絡を受けた燃料製造部長は、核燃料取扱主任者、環境安全部長等の関係者に連絡の上、現場状況を確認していること。また、その後の対応として、その他の設備について核燃料物質の取扱いを停止すると共に、当該設備周辺については不燃シートによる養生を行ったこと。併せて室内の空気中放射性物質濃度及び設備周辺の表面汚染密度の測定を行い、異常がないことを確認していること。
- d. 当該工程の作業標準である「スクラップウランの均一化混合」を確認したところ、設備について異音、異臭等、通常と異なる現象を感じ取った時は、速やかに班長に連絡し、指示を受けること、と定めているものの、上位規程である保安規定及び「安全対策基準」並びに他の作業標準である「粉末調整(造粒ライン)」等のように担当部長へ連絡することが定められていなかったこと。また当該作業標準は燃料製造部長承認の上制定しているが、審査及び承認の過程において上位規程等との関連について十分な検証が行われていないこと。
- e. 原燃工東海事業所では、昨年度、負圧警報発報時の通報遅れが原燃工熊取事業所で発生したことも踏まえ、保安教育の資料改訂、全体朝礼における所長からの事象説明、核燃料取扱主任者からの安全講話等により、異常事象を幅広く捉え連絡等の対応を行うよう、教育を行っていたこと。しかしながら、異常の定義については、「事故対策基準」中の「第1図 用語の相関図」では、実態に即して軽微な異常も含め異常状態であると定めているものの、「安全作業基準」や「事故対策基準」の本文中では「設備、機器の故障その他不測の事態が生じたことにより発生した加工規則第9条の16の「事故故障等の報告」に該当する事象をいう」として定めており、定義が実態に即したものでなく、また、具体的なものでもなく不明確な点が見られること。

また、当該事象のその後の是正処置の状況等について確認した。確認した内容は以下のとおり。

- a. 当該事象に対しては「評価改善基準」及び「保安に係わるトラブル・改善報告書の 運用要領」に基づき、2件のトラブル・改善報告書を発行の上、対応していること。
- b. このうち、フード内での粉末漏えい事象については、平成29年9月26日付けトラブ

ル・改善報告書「粉末調整室昇降装置(容器部)からの粉末こばれ」において管理の上、不適合除去の活動としてフード内の粉末回収作業を行っていること。粉末回収作業については、非定常作業として工事計画書を作成し、その内容を核燃料安全委員会で審議していること。審議結果を踏まえ変更した工事計画書は、関係者の審査及び燃料製造部長承認の上、制定していること。当該工事計画書では作業者の装備(作業エリア内における全面マスク着用等)、作業エリア周辺の区画作成(不燃シートによる養生実施、装備脱着や物品汚染検査等に係るチェンジングエリア、クリーンエリア等の設置)、作業実施時の空気中放射性物質濃度測定等の安全対策が定められていること。当該工事計画書に基づき実施した粉末回収作業は、平成29年10月3日に完了したこと。なお、当該事象に対する是正処置としては、ホッパー部の破損原因の調査中であり、調査結果に基づき必要な対策を講じるとしていること。

c. 事象発生時に作業者から燃料製造部長への連絡が遅れたことについては、平成29年9月27日付けトラブル・改善報告書「粉末こぼれに対する連絡の遅れ」において管理の上、対応していること。この中で通報遅れに対する是正処置として、異常時の措置として燃料製造部長に連絡すべき事象を明確化することを目的として新たに作業標準「トラブル通報連絡対応(燃料製造部)」を平成29年11月13日付けで制定していること。当該作業標準では、保安規定第36条(異常時の措置)に従い燃料製造部長に連絡することを明記しているものの、「安全作業基準」や「事故対策基準」といった所内上位規程との関連や、当該基準における異常の定義の明確化については検証されていないこと。

以上のことから、検査の結果、保安検査を行った範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかったものの、加工工場粉末調整室混合機 No.3 のホッパーからフード内への粉末漏えい事象発生時の対応の中で、当該事象発生時の担当部長への連絡が遅れていた等の内容が確認されたことから、以下の事項について必要な対応を図るよう指摘した。

- ○異常事象に対して、発見者等が保安規定に基づく対応を直ちに実施できなかったこと を踏まえ、保安規定及び下位規程の趣旨を理解するための教育・訓練を行い、現場 の作業員等が異常事象を適切に判断できるよう力量の改善を図ること。
- ○保安規定の下位規程において、上位規程との記載の不整合が発生した原因を特定 し、作業標準等、所内規程の策定プロセスを含めた見直しを行い、必要な対応を検 討すること。
- 上記指摘事項の対応については、引き続き、今後の保安検査等において確認する。
- ②保守管理の実施状況について

平成29年度第2回保安検査において判明した日本原燃株式会社再処理事業所等における保安規定違反を踏まえ、保安上特に管理を必要とする設備等に対し、事業者の保守管理が適切に行われているか、特に、原燃工東海事業所においては平成29年度第1回保安検査にて、ダクトの腐食及び隙間の発見を契機に加工施設の点検方法等の保守管理について速やかに見直すよう指摘を受け、この対応を進めていることから、平成29年度第2回保安検査に引き続き、その対応状況を中心に資料確認、関係者の聴取及び現場巡視により検査した。

具体的な確認事項は以下のとおり。

ア. 平成29年度第2回保安検査以降の原燃工東海事業所の対応状況について 平成29年度第1回保安検査での指摘を踏まえ実施している加工施設の点検方法 等の保守管理の見直しについて、平成29年度第2回保安検査以降の対応状況につい て確認した。

確認した内容は以下のとおり。

- a. 当該対応の中で進めていたダクト以外のその他静的機器に関する巡視・点検方法 見直しの中で、水及びガス配管に関する点検の必要性から、点検記録様式の新規 作成及び変更を行っていること。具体的事例として設備管理部が所掌するガス、水 配管について、建物に含めた形で点検を行っていた点を改め、当該配管が点検対 象であることの明確化及び点検観点の具体化を目的に新たに日常巡視点検記録 を見直し、そのうち加工工場分については平成29年8月1日付けで適用開始として いること。また燃料製造部では、対象となる設備に接続されている配管類の確認を 明確化するため巡視・点検記録を見直し、そのうち焼結炉 No.1 の巡視・点検記録 は平成29年10月1日付けで適用開始としていること。
- b. 水及びガス配管の巡視・点検の見直しについては、一連の配管の部毎の所掌境界を明確にするため、バルブ等により区切られた境界部分にテープを貼り識別していること。具体的事例として加工工場ペレット加工室 I 内では、燃料製造部と設備管理部との所掌境界明確化のため、水配管や水素、ヘリウムといったガス配管に境界を示すテープを貼り識別されていること。
- c. 上記 a、b 及び平成29年度第3回保安検査で確認したダクトに関する巡視・点検の見直し等の他、判定基準の明確化等の観点からの日常巡視点検、定期点検の記録様式確認も含め、保安検査での指摘を踏まえ計画した点検方法等の保守管理の見直しについては一連の作業が完了し、その結果、約500件の日常巡視点検記録様式及び定期点検記録様式の改訂を行っていること。また、各作業を完了したことを平成29年10月16日の核燃料安全委員会に報告し、了承されていること。
- イ. 事業所内及び他事業所で発生した保守管理上の問題を踏まえた対応について

原燃工東海事業所内及び他事業所において発生した保守管理上の問題を踏まえた原燃工東海事業所としての対応について確認した。

確認した内容は以下のとおり。

- a. 加工工場廃液処理室廃液貯槽 No.3 及び No.4 で発生した貯槽底面の水の滲み (平成29年8月14日、10月9日発生)に対しては、不適合管理を実施の上、滲 みが発生した部分や貯槽内面の外観観察、非破壊検査等の原因調査を進めてい ること。また、当該調査結果を踏まえ貯槽の補修方法を決定し、その後、必要に応 じて保守管理方法の見直しを行う方針であること。なお、当該貯槽内廃液について は、応急措置として他の廃液貯槽へ移送済みであること。
- b. 加工工場粉末調整室混合機 No.3 のホッパーからフード内への粉末漏えい事象 (平成29年9月26日発生)に対しては、不適合管理を実施の上、ホッパー破損の 原因調査を進めていること。また、当該調査結果を踏まえ、必要に応じ溶接部の健 全性確認に関する点検を実施する等、保守管理方法の見直しを行う方針であるこ と。
- c. 日本原燃株式会社で発生した事案のうち、濃縮・埋設事業所加工施設における 排気ダクトの腐食に対しては、品質・安全管理室より平成29年9月11日付け「20 17年8月度 トラブル情報報告」にて東海事業所に情報展開していること。原燃工 東海事業所では、既にダクト腐食を契機とした対応を進めていることから、当該対応 については平成29年9月28日の核燃料安全委員会にて設備管理部への情報周 知を行うことで了承されていること。また、再処理事業所非常用電源建屋への雨水 侵入に対しては、品質・安全管理室より平成29年10月10日付け「2017年9月 度 トラブル情報報告」にて東海事業所に情報展開し、平成29年10月25日の核 燃料安全委員会にて水平展開要(設備管理部にて対応)と判断していること。これ を受けて設備管理部では、平成29年11月3日付けで当該事案に関するトラブル・ 改善報告書を発行の上、対応を進めていること。この中で事業所内確認の結果、 非常用発電機設置の建屋には配管ピット等はないが、地上部に配管貫通部があり コーキングで雨水進入を防止している部分があるため、劣化に対する補修及び巡視 点検項目に追加を計画していること。

#### ウ. 原燃工熊取事業所粉末漏えい事象発生後の対応について

原燃工熊取事業所第2加工棟で発生した酸化ウラン粉末の漏えい(平成29年8月10日発生)では、原燃工として設備の保守管理上の問題について、原子力規制委員会(平成29年11月8日)等で指摘を受けている。また東海事業所では、平成29年度第1回保安検査での指摘を踏まえ保守管理に関する各種対応を進めてきたものの、更なる改善が必要との認識の上、保守管理に関する追加検討を開始したことから、その状況について確認した。

確認した内容は以下の通り。

- a. 原燃工熊取事業所は、当該事象発生当日、原燃工全体で不適合情報を共有する仕組みである不適合事象共通データベースに情報を登録していること。原燃工東海事業所では、当該不適合情報について平成29年8月30日の核燃料安全委員会にて審議を行い、現段階で判明している推定原因で水平展開要(燃料製造部にて対応)と判断していること。また、東海事業所長、核燃料取扱主任者及び各部長等が出席の上、平成29年9月6日に実施した「東海事業所保安規定勉強会」では、核燃料物質の漏えいに関する条項に関する意見交換等も行われ、この中で熊取事業所での発生事案への対応として、巡視・点検記録において核燃料物質の漏えいがないことを確認することを明確化するべきとの意見があり、これを受けて燃料製造部では、平成29年9月11日の核燃料安全委員会において、巡視・点検記録において始業前と終業後に核燃料物質の漏えいがないことを点検項目として追加することを提案し、承認の上、巡視・点検記録の変更を行っていること。具体的事例として、プレス No.1 の巡視・点検記録では、核燃料物質の漏えいがないこと、ペレットの落下がないことを始業前・終業時点検項目に追加し、平成29年10月1日付けで適用開始としていること。
- b. その他、平成29年9月25日の核燃料安全委員会では、施設・設備の保守管理について更なる改善を図るため、保全プログラムの策定について核燃料取扱主任者から提案されていること。その提案の中では、施設、設備を正常に維持することに対して巡視点検、定期点検の強化だけでは後追いの対応とならざるを得ないとの問題意識が提示され、これを受けて当委員会の中では、保全プログラム策定においては設備設計も含めた対策が必要であること、設計レビューの対象に保守管理を明確に追加することが必要であることなどが議論され、結果として、設備管理部長を責任者として改善等を実施することが了承されていること。この結果を受け設備管理部長は、9月28日の核燃料安全委員会で当該検討、対応について平成30年3月末を期限に改善等を行うことを了承されていること。その後の活動についても都度、核燃料安全委員会で審議の上、進めていること。この中では老朽化、高経年化に対する取り組み方や一般産業界でのこれら取り組みに関する良好事例紹介、また原燃工東海の保全プログラム案に対する具体的な改善提案等を受けることを目的に外部コンサルタントの活用も想定していること。

以上のことから、今回の保安検査で確認した範囲において、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題の無いものであると判断するものの、上記事象に関する対応は継続中であることから、継続中の事項については引き続き、今後の保安検査等において確認する。

③大洗事故を踏まえた予防処置の実施状況について

平成29年6月に発生したJAEAの大洗事故を踏まえた事業者の取り組みについて、前回保安検査以降の対応状況について、資料確認及び関係者の聴取により検査した。 具体的な確認事項は以下のとおり。

- ・JAEAより平成29年9月29日付けで「大洗研究開発センター燃料研究棟における汚染について(第3報)」が原子力規制委員会に提出されたことについて、品質・安全管理室は「社外トラブル情報報告要領」に基づき平成29年10月10日付け「2017年9月度トラブル情報報告」において、東海事業所に情報展開していること。これを受け環境安全部担当者は、「評価・改善基準」に基づき当該社外情報に対する予防処置要否のスクリーニングを、スクリーニング担当者(核燃料取扱主任者、環境安全部長及び環境安全部安全管理グループ長)に依頼していること。
- ・依頼を受けた核燃料取扱主任者は、当該水平展開情報に関する対応は東海事業所、 熊取事業所で整合を取って実施する必要があるとの判断から、品質・安全管理室の調整の下、熊取事業所核燃料取扱主任者と共に大洗事故の原因、対策事項を整理の 上、これら事項への原燃工としての対応方針の整理を開始したこと。当該検討には環境安全部長及び環境安全部安全管理グループ長も加わっていること。
- ・当該検討の結果は「原燃工 水平展開のポイント」としてまとめられ、その結果に基づき 各項目に対する予防処置実施要否の検討を各部長に依頼していること。各部長は当 該依頼に基づき、各項目に対する予防処置の実施要否、要否判断の理由及び要対 応と判断した事項への対策方針の検討結果を報告していること。
- ・スクリーニング担当者が当該報告を踏まえ取りまとめたスクリーニング結果は、平成29年10月25日の核燃料安全委員会で審議を行っていること。当該審議では事案全体として正式に予防処置実施要と判断すると共に、複数の部に関連する事項については対応を取りまとめる部を決定していること。また、審議の中で一部の項目については予防処置実施要否判断を見直していること。具体例として、核燃料物質の貯蔵に関しては、長期的に未確認の状態としないとの方針の元に、品質保証部で管理する分析用の標準試料についても定期的に状態を確認する必要があるとして予防処置実施要否判断を要と見直していること。この結果を受けた今後の進め方としては、東海事業所及び熊取事業所の検討結果を再度、品質・安全管理室で取りまとめ、その結果を各事業所の核燃料安全委員会で審議するとしていること。
- ・品質・安全管理室長は平成29年10月26日、この審議結果を踏まえ両事業所の核 燃料取扱主任者宛てに検討結果の提出を依頼し、東海核燃料取扱主任者は平成2 9年10月27日に提出していること。
- ・東海事業所では、品質・安全管理室の確認の後、核燃料安全委員会で審議の上、 対応事案毎に「評価・改善基準」に基づきトラブル・改善報告書を発行し、活動を進め ていく予定であること。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題の無いものであると 判断するものの、上記事象に関する対応は継続中であることから、継続中の事項について は引き続き、今後の保安検査等において確認する。

- 2)追加検査結果 なし。
- (3)違反事項 なし。
- 4. 特記事項 なし。

### 保安検査日程(1/1)

MANATIE (17.17					
月日	11月20日(月)	11月21日(火)	11月22日(水)	11月24日(金)	
<b>-</b> -	●初回会議	●検査前会議	●検査前会議	●検査前会議	
午前	『 ◎保守管理の実施状況について	◎異常時の措置について	〇大洗事故を踏まえた予防処置の実施	●加工施設の巡視等	
			状況について	◎保守管理の実施状況について	
午後	◎保守管理の実施状況について	◎異常時の措置について	●運転管理状況の聴取・記録確認	●運転管理状況の聴取・記録確認	
		◎保守管理の実施状況について	〇大洗事故を踏まえた予防処置の実施	◎異常時の措置について	
			状況について		
			◎保守管理の実施状況について		
	●チーム会議	●チーム会議	●チーム会議	●チーム会議	
	●まとめ会議	●まとめ会議	●まとめ会議	●まとめ会議	
				●最終会議	
<b>並 3</b> を					
時間					
勤務	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議	状況について ◎保守管理の実施状況について ●チーム会議 ●まとめ会議	<ul><li>●チーム会議</li><li>●まとめ会議</li></ul>	

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 □:その他として検査した項目 ●:会議/記録確認/巡視等